

あなたの会費が  
まちの安心を支えます



平成 28 年度  
社協会員会費  
募集

社協会員会費は  
寄付控除を  
受けられます

**社会福祉協議会（社協）は、**

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に、すべての都道府県と市区町村に設置されている福祉団体です。その理念は、地域の誰もが、住み慣れた町で、いつまでも安心して暮らし続けることができる「福祉のまち」をつくることです。

**地域の支えあいのために**

地域のつながりが希薄化し、虐待や孤立死、格差の拡大など社会的な課題が増加している中、社協はみなさんの協力と参加を得て、国や行政では行き届きにくい分野の地域福祉活動をすすめています。しかし、その財源については、行政からの補助金や寄付金・共同募金の配分金だけでは十分な活動が行えない状況です。

**会員加入と会費納入をお願いいたします**

地域に密着した福祉活動をさらに充実させるためにも、会員加入をお願いします。すでに入会いただいている方は、引き続き本年度の会費納入をお願いいたします。

**社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会**

〒598-0007 泉佐野市上町 1-2-9

TEL 072-464-2259（代表） FAX 072-462-5400

ホムハシ http://izumisanoshakyo.or.jp



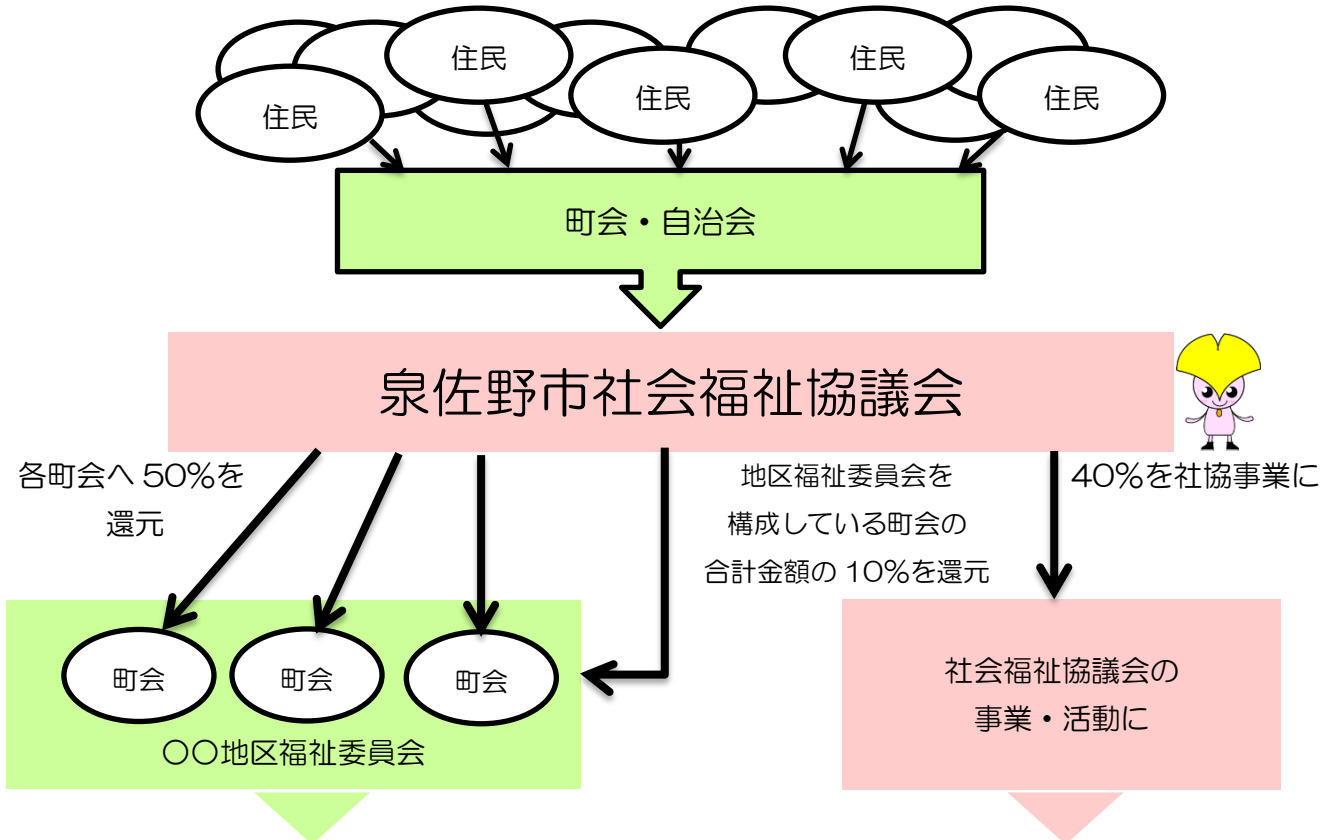
社協イメージキャラクター

**シャッピー**

社協会員会費の募集は、町会・自治会のボランティアの方々にご協力いただいています

# 会員会費の寄付は、時間がなくてもできるボランティア活動です

## 会員会費の流れ



- たとえば・・・
- ◎要援護者への訪問活動
  - ◎高齢者誕生月訪問活動
  - ◎ふれあいいきいきサロンの開催
  - ◎世代間交流会の開催
  - ◎子育てサロンの開催
  - ◎広報紙の発行
  - ◎登下校時の見守り活動
  - ◎研修会・講習会の開催
  - ◎防犯・防災に関する活動
  - など

- たとえば・・・
- ◎地区福祉委員会活動への支援
  - ◎福祉車両の貸出事業
  - ◎障がい児や交通遺児、家庭相談室の関わる家庭等を対象にした、ふれあいクリスマス会の開催
  - ◎障がい児者ふれあい交流会の開催
  - ◎ボランティアの活動支援、講座の開催
  - ◎災害ボランティア事前登録事業の推進
  - ◎研修会・講習会の開催
  - など

